

一般事業主行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮し、仕事と家庭、子育てを両立することができる働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年6月1日 ～ 令和10年5月31日 までの2年間
2. 内容

目標1：所定外労働時間を10%削減するため、ノー残業デーを設定して周知する。

〈対策〉

- 令和8年6月～ 前年度所定外労働の現状把握
- 令和8年7月～ 事業所、職種別の分析
- 令和8年8月～ 所定外労働削減のための業務改善検討
- 令和8年9月～ ノー残業デーを設定 掲示等による職員へ周知

目標2：年次有給休暇の取得を一人当たり年間6日以上取得する。

〈対策〉

- 令和8年6月～ 前年度所定外労働の現状把握
- 令和8年7月～ 取得促進のための取り組み開始

目標3：産前産後・育児休業・介護休業に関する制度を周知し、男性職員の育児休業取得率80%以上を目指す。

〈対策〉

- 令和8年6月～ 制度についての資料を事業所に配付して周知する。